

公益社団法人 我孫子市シルバー人材センター
自動車運転業務に関する内規

(趣 旨)

第1条 この内規は、自動車運転業務に従事する会員（以下「会員」という。）
に関し必要な事項を定める。

(健康診断の受診結果の提出)

第2条 会員は、我孫子市又は医療機関が実施する健康診断を毎年受診し、受
診結果の写しを事務局に提出するものとする。

(面談の実施)

第3条 前条の規定により提出された診断結果の内容に応じてセンターが面談
を実施するときは、当該会員はこの面談に出席するものとする。

(安全講習の受講)

第4条 会員は、年1回、センターの指定する自動車教習所の安全講習を受講
するものとし、その受講料金はセンターが負担する。

2 前項の規定にかかわらず、運転免許更新の年に限り、70歳以上であって、
労働者派遣事業に従事しない会員又はチャレンジ講習に合格した会員にあつ
ては、前項の安全講習の受講を免除できるものとする。なお、運転免許更新
に係る講習の費用は会員の負担とする。

3 会員のうち労働者派遣事業により就業する者（以下「派遣就業者」という。）
は、第1項の安全講習の技能診断において70点以上の点数を取る必要があ
るものとする。

(派遣就業者の年齢による終了)

第5条 派遣就業者は、75歳に達したときは、75歳に達した日以後におけ
る最初の3月31日に自動車運転業務を終了する。

(補 足)

第6条 この内規に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、平成27年10月15日から施行する。